

広報

とみおか

2020.2月 お知らせ版



富岡保育所お店屋さんごっこ(2009年2月19日撮影)

福島県借上げ住宅の供与が終了します

現在の借上げ住宅制度が、今年3月で終了します。借上げ住宅としての使用を終了する際は「仮設住宅等使用終了届」の提出が必要です。ご不明な点は担当までお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】

郡山支所	住宅支援係	☎024-983-9021
いわき支所	住宅支援係	☎0246-88-1987
住民課	生活支援係	☎0240-22-2111

福島県家賃等支援事業が終了します

福島県は、民間賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住することを余儀なくされている世帯を対象とした家賃等の助成支援事業を実施しています。

今年3月で応急仮設住宅の供与が終了することに伴い、家賃等支援事業の助成も令和2年3月分をもって終了となります。

なお、令和元年度助成金(令和2年3月分まで)の申請受付期限が、令和2年3月31日から令和2年9月30日までとなりましたので、あわせてお知らせします。

【助成対象世帯】

- ①東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等(公営住宅も含む)に居住している世帯
- ②平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して、令和元年6月30日までに賃貸住宅等(公営住宅も含む)へ移転した世帯
※平成31年4月以降に応急仮設住宅等の退去が決定した方は対象となりません。

【助成金の額】

助成金の上限額は、次のとおりです。

- ①賃貸住宅等1戸につき、入居者4人までが月6万円、5人以上は月9万円

※平成31年3月分助成額がこれを下回る場合は、その助成月額まで。

- ②応急仮設住宅に係る超過分の家賃負担額は、支援対象外

※申請書の書き方や提出書類等でご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

【福島県家賃等支援事業に関する問い合わせ先】

福島県家賃等支援事務センター ☎0120-900-775

令和元年度下期 富岡町保育料保護者負担金助成制度のご案内

町は、保育料保護者負担金を助成しています。助成を希望される方は下記を確認のうえお申し込みください。なお、令和元年10月からの保育料無償化に伴い、10月以降、1号・2号認定については助成対象外となります。令和元年度上期の助成実績をもとに、下期の助成対象者へ申請書を郵送します。

【対象世帯】

3号認定(0歳～2歳児)のみ

※1号認定(3歳～就学前)の預かり保育分及び、2号認定(3歳～就学前)は助成対象外です。

【対象施設】

認可保育所(園)、認可外保育所(園)、1日6時間以上開所している託児所等、認定こども園(保育所)

【対象保育料】

保育料(一時預かりを含む) ※通園送迎費、行事費などは助成対象外です。

【助成額】

保護者が納入した保育料等の総額(上限金額を超えた金額は自己負担となります)

月額助成上限金額 住民税課税世帯：52,000円 住民税非課税世帯：10,000円

【申請方法】

保育料を納入の上、入所している施設で納入の証明を受けた申請書を提出してください。申請は、福祉課福祉係、いわき支所及び郡山支所の各窓口で受付しています。また、申請書は町ホームページからダウンロードすることができます。郵送による申請の場合は、福祉課福祉係まで送付してください。

【提出期限】

令和2年3月31日(火)

図1号認定に関すること 教育総務課 総務管理係
2号・3号認定に関すること 福祉課 福祉係

特定用途建築物基本計画と説明会についてのお知らせ

特定用途建築物(ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、寄宿舍、共同住宅、その他規則で定める用途の建築物)の基本計画書が提出されましたので、下記のとおり説明会を行います。

①(仮)コート大膳町A棟 新築工事

所 在	富岡町大字小浜字大膳町225番地
用 途	長屋(業種：サービス業不動産賃貸)
規 模	地上2階 6住戸 高さ7.820m 延べ床面積 228.48㎡
工事期間	令和2年4月～令和2年9月完成予定
建 築 主	浪江町大字権現堂字蛭子町44 ヨモギダ設備(株) 代表取締役 蓬田 節

②(仮)コート大膳町B棟 新築工事

所 在	富岡町大字小浜字大膳町220-1番地 // 220-4番地
用 途	長屋(業種：サービス業不動産賃貸)
規 模	地上2階 8住戸 高さ7.820m 延べ床面積 299.52㎡
工事期間	令和2年4月～令和2年9月完成予定
建 築 主	浪江町大字川添字葉山35-6 猪狩 雅勇

説明会 【日 時】 2月28日(金) 9:30～10:30
【場 所】 文化交流センター学びの森 2階 第1研修室
【問合わせ】 建築主代理人 双葉不動産建設(株)
☎0240-34-2971 担当：遠藤 ※定休日 土日祝日

◇特定用途建築物に関する条例は、下記URLからご覧ください。

【富岡町特定用途建築物の建築に係る手続条例施工規則】

http://public.joureikun.jp/tomioka_town/reiki/act/frame/frame110001292.htm

図都市整備課

町内で利用できるトイレのご案内

避難指示が解除になった区域及び、リフレ富岡大型駐車場(ヨークベニマル夜の森店西側)の仮設トイレを、3月中にすべて撤去します。撤去後は次のトイレをご利用ください。

場 所	利 用 時 間
富岡町役場	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
富岡町文化交流センター 学びの森	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15 土・日曜日(祝日・年末年始除く) 10:00～17:00
さくらモールとみおか	365日 9:30～19:00
富岡町総合体育館	日～土曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00
富岡町総合福祉センター	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
JR富岡駅	365日 24時間利用可能
JR夜ノ森駅	365日 24時間使用可能 ※令和2年3月設置予定
富岡町総合スポーツセンター野球場、多目的広場、グラウンド・ゴルフ場	365日 24時間利用可能
デイサービスセンターもとまち 東側駐車場(旧富岡町役場跡地)	365日 24時間利用可能
岡内中央児童公園・岡内東児童公園	365日 24時間利用可能

なお、帰還困難区域内の次の場所に設置しているトイレは、継続して利用できます。

①深谷集会所 ②小良ヶ浜多目的集会所 ③新田多目的集会所

図生活環境課 環境衛生係

令和2年 富岡町東日本大震災慰霊祭 開催のお知らせ

東日本大震災から9年となる令和2年3月11日に、震災で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、次のとおり慰霊祭を開催します。

多くの皆さまにご参列賜りたく、謹んでご案内申し上げます。

【日 時】 令和2年3月11日(水) 14:30～
【会 場】 フローラメモリアルホール富岡(富岡町大字本岡字王塚650-1)
【申込方法】 会場準備の都合上、3月6日(金)までにお名前と連絡先(電話番号)を総務課秘書係へお知らせください。
※複数名の場合は、参加人数も併せてお申し出ください。
※ご遺族及び来賓の方々に対しましては、別途案内状と返信葉書を送付させていただきます。
【服 装】 礼服・平服のいずれでも結構です。
【追悼法要】 町主催慰霊祭終了後、引き続き富岡町仏教会による追悼法要を実施します。

図総務課 秘書係

☎0240-22-2111

困り事 無料法律相談会を開催

双葉郡といわき市の法律専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士)が、皆さまの生活困り事相談に応じます。

予約は不要、費用もかかりませんので、お気軽にお越しください。

【主催】 ふたばいわき法律家ネットワーク(代表：司法書士 渡辺和則)

【日時】 3月14日(土) 10:00~13:00

【場所】 さくらモールとみおか内 ツルハドラッグ前特設ブース

関わたなべ法務事務所

☎0246-88-1818

~学生、既卒者の皆さんへ~ ふくしま就職ガイダンス 開催のお知らせ

厚生労働省福島労働局と福島県は、令和3年3月に新規大学等を卒業予定の方、平成30年3月以降に大学等を卒業(修了)された方を対象に、福島県内に就業場所があり、参加対象学生等を正社員として採用計画のある事業所の企業説明会を開催します。ぜひご参加ください。

【東京会場】

- ・開催日 令和2年3月2日(月)
- ・会場 池袋サンシャインシティ(東京都豊島区東池袋3-1-1)
- ・実施内容 ①就職活動支援イベント 10:00~12:00
②合同企業説明会 13:00~17:00
- ・問い合わせ先 一般社団法人キャリア支援機構(福島県委託事業) ☎024-941-1711

【福島会場】

- ・開催日 令和2年3月5日(木)
- ・会場 ビッグパレットふくしま(郡山市南2丁目52番地)
- ・実施内容 ①事業所PRタイム 10:00~12:00
①就職活動支援イベント 10:00~12:00
②合同企業説明会 13:00~17:00
- ・問い合わせ先 福島労働局職業安定課 ☎024-529-5396

【各会場共通事項】

- ①事前申し込みは不要です。
- ②参加事業所一覧は、福島労働局・キャリア支援機構のホームページ等で公開しています。
- ③事業所ブースにおいて、人事担当者等が事業概要の会社説明や、ハローワークなど各機関による職業相談、情報提供を行います。

パワーハラスメント防止対策が、事業主の義務となります

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、労使間でパワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申し出を行うことができるようになります。

【施行日】 大企業：令和2年6月1日 中小企業：令和4年4月1日

【相談窓口】 福島労働局 雇用環境・均等室 ☎024-536-4609

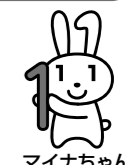


避難者個別相談会 開設のお知らせ

富岡町外において、避難生活等に関する個別相談会を開催します。

長期にわたる町外での生活や住まい、帰町に関する相談、全国のコンビニエンスストア等で住民票等各種証明書を取得することができる便利なマイナンバーカードのお申し込み受付等に、富岡町職員が直接お伺いします。

皆さまのお越しをお待ちしております。



マイナちゃん

開設日	開設窓口(住所)	最寄駅・駐車場の有無	受付時間
2月29日 (土)	南相馬市民情報交流センター 2階 小会議室 (南相馬市原町区旭町2丁目7-1)	JR原ノ町駅 下車すぐ 駐車場あり	9:30~ 11:30
	相馬市総合福祉センターはまなす荘 第2会議室 (相馬市小泉高池357)	JR相馬駅 徒歩20分 駐車場あり	14:00~ 16:00

○避難生活相談窓口

住まい、生活支援、帰町に関する情報、町内の復興状況、賠償関係に関すること。
※内容によっては、後日の回答とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○マイナンバー窓口

マイナンバーカード申請の受付、マイナンバーカードの使い方などに関する相談。

○マイナンバー教室の開催

会場にてマイナンバー教室を開催します。マイナンバーの仕組みや使い方について、資料を見ながら簡単にご案内いたします。この機会にマイナンバーについての知識を深めてみませんか。

○マイキーID・マイナポータル設定アシスト ※マイナンバーカードをお持ちの方むけ
令和2年度中に国がマイナポイントを付与する予定です。また令和3年3月からマイナンバーカードに健康保険証としての機能を搭載できるようになります。これらを利用するには、インターネットでの「マイキーID」の設定と「マイナポータル」の登録が必要となりますので、手続き方法を会場でお手伝いいたします。詳しくは会場にてお問い合わせください。

○マイナンバーカード及び電子証明書の更新受付

マイナンバーカードまたは電子証明書の有効期限通知書が届いている方は、更新手続きができます。
なお、カードは一度お預かりして、後日郵便にて返送いたします。



マイナンバーカードの手続きに際して必要な書類

- ・新しくマイナンバーカードを申請する際に必要なもの
①通知カード ②個人番号カード交付申請書
③お名前を確認できる書類(運転免許証、旅券または健康保険証と年金手帳等の2種類の組合せ)
※代理の方が申請する場合は手続き方法が異なりますので、事前に担当までお問い合わせください。
- ・マイナンバーカード及び電子証明書の更新する際に必要なもの
①有効期限通知書 ②照会書兼回答書 ③マイナンバーカード

関住民課 住民係

消防署からのお知らせ

みなさんこんにちは。2月は、立春を迎える月ではありますが、寒い日もまだまだ多く、ストーブやコタツなどで暖をとったり、ガスコンロを使って鍋を囲む機会が最も多くなる時期ではないでしょうか。そこで心配されるのが、ガスコンロやストーブなどを出火原因とする建物火災の増加です。

そこで今回は2月の行事、節分にちなみ、『鬼＝火災』を撃退するためのポイントを7つ準備しました。このポイントを実践し、皆さんの家から『鬼＝火災』を追い出し『福＝春』を呼び込みましょう。

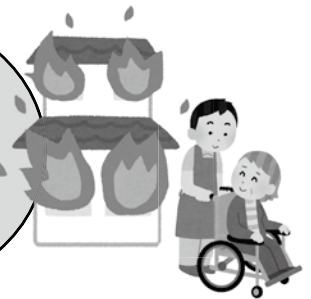
火災予防の強化に向けたポイント!!

～関心あるもの、できるものからチャレンジしてみましよう～

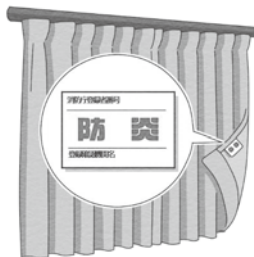
1. 逃げ遅れを防ぐ為に**住宅用火災警報器**を設置する。



5. お年寄りや身体の不自由な人を守る為に、隣近所の**協力体制**をつくる。



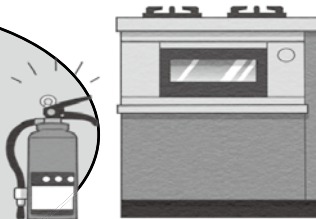
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐ為に**防炎品**を使用する。



6. 寝たばこは**しない**。



3. 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。



7. ストーブは燃えやすいものから**離れた位置**で使用する。



4. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず**火を消す**。



令和元年度全国統一防火標語

ひとつずつ いいね！で確認 火の用心



火事と救急は119番

浪江消防署 0240-34-4111
富岡消防署 0240-22-2119



発行／富岡町
編集／富岡町役場企画課広報係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本町字王家622-1
TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899

富岡町公式ホームページ <https://www.tomioka-town.jp/>
富岡町公式フェイスブック <https://www.facebook.com/Tomiokamachi/>
とみっぴ公式フェイスブック <https://www.facebook.com/tomippy/>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちら」をクリックし、各課あてにお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。